

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、会社Aに採用され、同日、B県C市所在のD会社C営業所に出向となり、路線バスの運転士として勤務していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、同僚の運転士が請求人の寝顔を無断でインターネットのLINE上に掲載していることを知ったことを契機に頭痛等が出現し、体調不良になったという。請求人は翌〇日にE病院に受診し「不眠、緊張性頭痛」と診断され、同年〇月〇日、F病院に受診したところ「うつ病」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人の精神障害発病の有無、発病時期及び疾病名について、G医師は、平成○年○月○日付け意見書において、平成○年○月下旬にICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」(以下「本件疾病」という。)を発病したと判断する旨述べている。当審査会としても、請求人の症状の経過等に照らし、G医師の意見は妥当であると判断する。
- (2) ところで、精神障害に係る業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について(平成23年12月26日付け基発1226第1号)」(以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。
- (3) 請求人は、Hに睡眠時の寝顔写真を盗撮され、インターネット上に当該画像を無断で公開されたことにより精神的苦痛を受けたと主張する。

当該撮影についてHは、平成○年○月○日付け聴取書において、要旨、「平成○年○月頃、営業所の休憩室で、請求人の寝顔を、本人に無断で携帯電話のカメラで撮影し、その写真を同年○月中旬頃、私のLINEのプロフィール欄に載せた。」と申述している。このHの行為は、業務行為、あるいは業務行為に伴う一定の行為(作業中における用便・飲水等の生理的必要行為や反射的な行為、作業の前後における準備行為や後始末行為、作業に伴う必要行為、緊急行為ないしは合理的行為など)ではなく、明らかに業務の遂行とは無関係な私的行為である。

したがって、当審査会としては、当該私的行為によって心理的負荷を受けた

としても、それを請求人の業務による心理的負荷として評価することはできないものと判断する。

- (4) また、請求人は、睡眠時の寝顔写真を盗撮され、インターネット上に当該画像を無断で公開された件以外にも、Hから自身の容貌のこと等で誹謗中傷を受けた旨主張する。

しかしながら、本件資料からは、当該誹謗中傷の内容について、請求人自身の容貌に関することであるとは認められるものの、業務に関連する内容は認められない。さらに、インターネット上に請求人の寝顔写真の画像が公開されていることを請求人に教えたIは、平成〇年〇月〇日付け聴取書において、請求人の寝顔写真の画像が公開されていた件の前に、Hが請求人をいじめているところを見たり、聞いたりしたことはない旨申述していることも併せて鑑みると、この主張を業務による出来事として評価することはできないと判断する。

- (5) 上記以外に業務による具体的出来事として評価すべき出来事は認められない。
(6) 請求人の業務以外の心理的負荷及び個体側要因について

請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間において、業務以外の心理的負荷評価表の対象となる出来事は認められない。また、請求人の本件疾病発病前における精神疾患の受診歴等は認められない。

- (7) 以上のことから、請求人に発病した本件疾病は、業務上の事由によるものとは認められない。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。